

令和 5 年秋の農作業安全確認運動の展開について

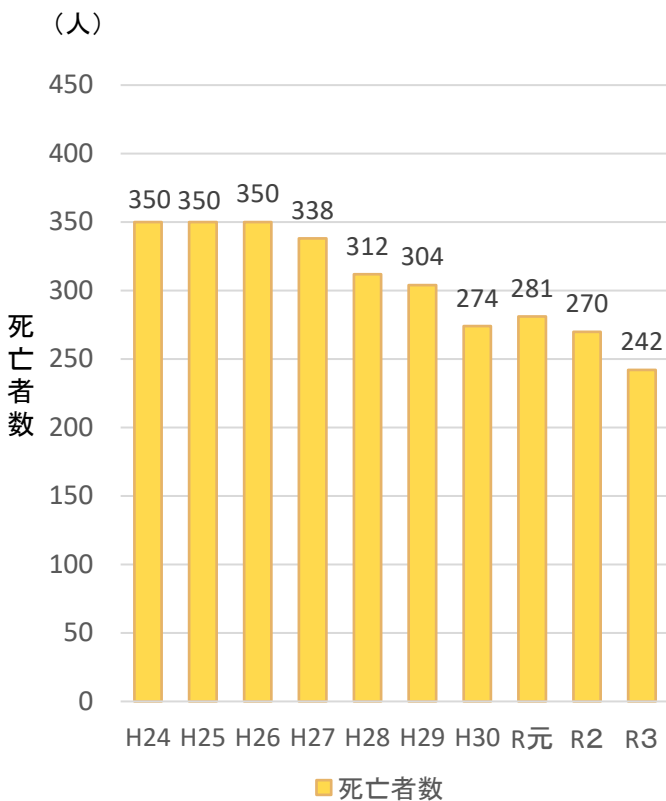
令和 5 年 8 月 23 日

農 林 水 産 省

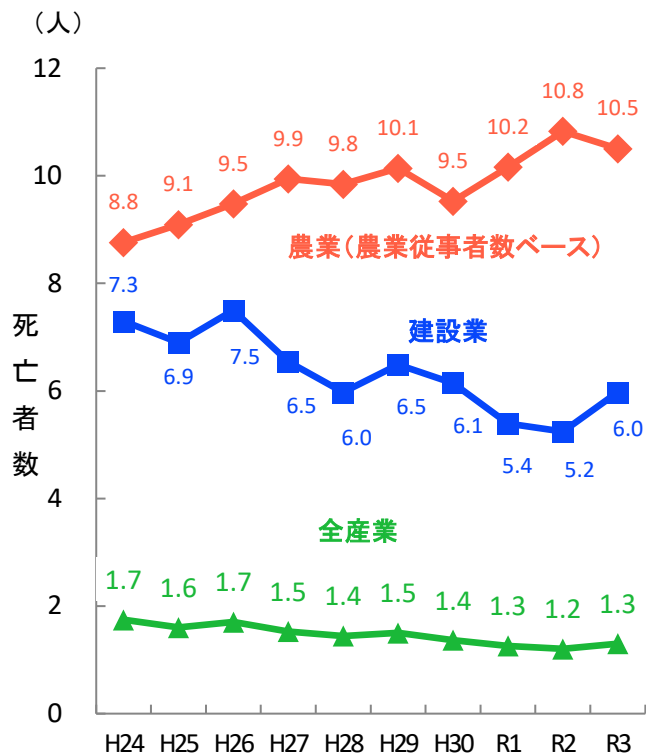
1. 令和3年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

- 令和3年の農作業事故死亡者数は242人であり、前年（令和2年）と比べて28人減少。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.5人であり、他産業に比べ依然として高い状態。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が約85%を占め、高い水準で推移。

農作業事故死亡者数の推移



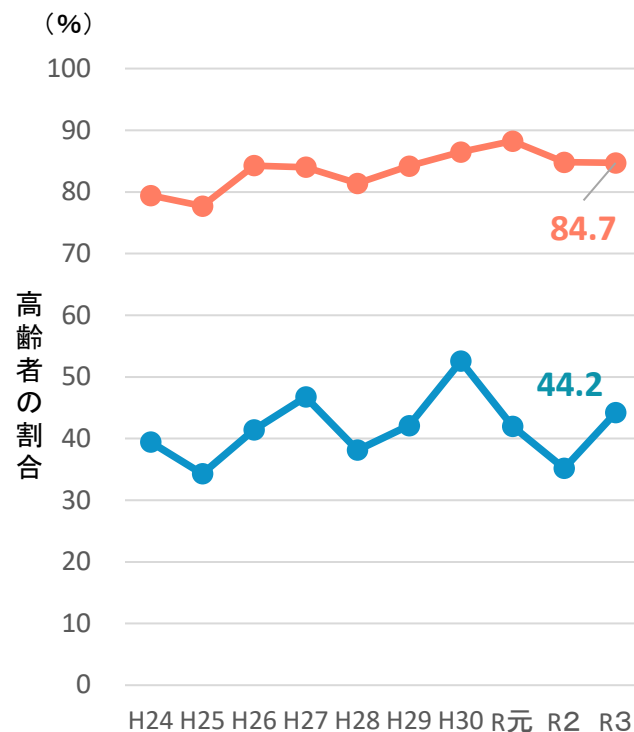
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

死亡者における高齢者の割合

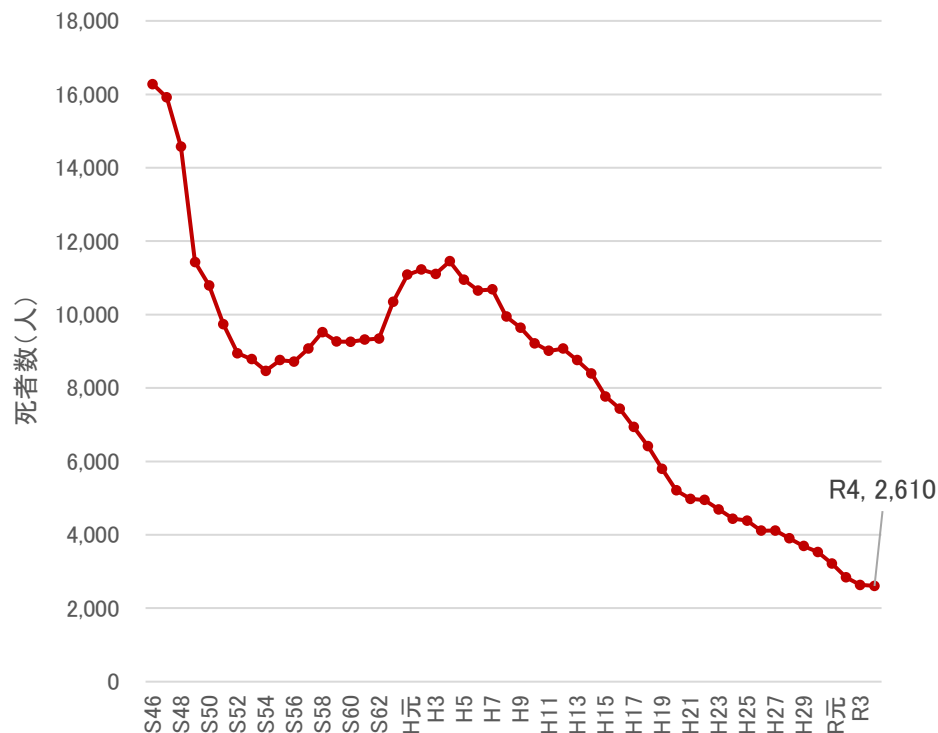


● 65歳以上の割合
● 80歳以上の割合

(参考) 交通事故の発生状況について

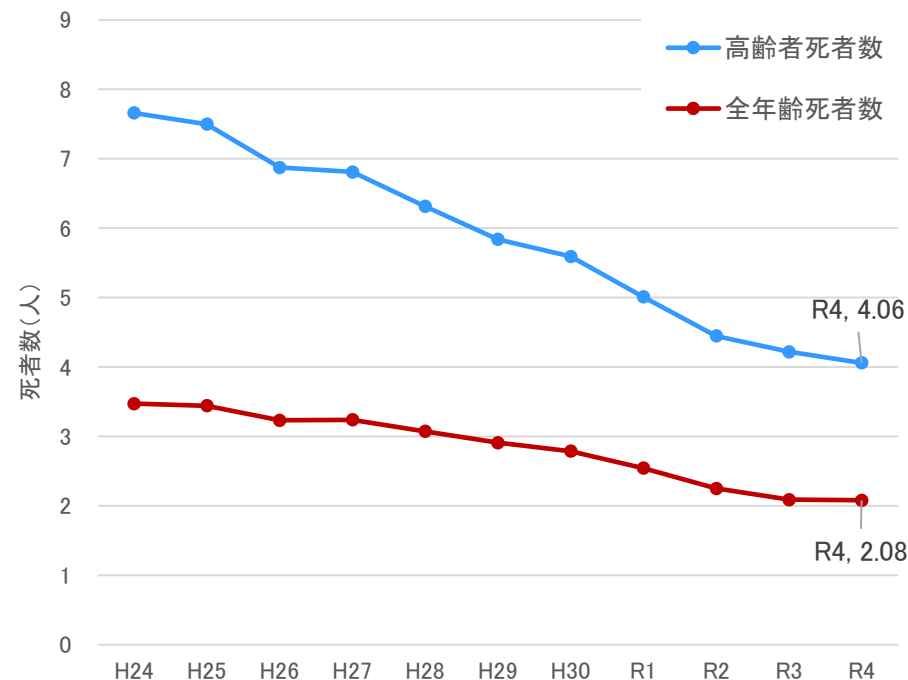
- 我が国の社会全体が高齢化している中においても、交通事故死者数は、近年、大幅な減少を実現。また、人口10万人当たりの高齢者の死者数も直近10年間で半減（7.66人→4.06人）。

交通事故死者数の推移（昭和46年～令和4年）



※ 警察庁交通局交通企画課「令和4年中の交通事故死者数について」（令和5年1月4日）より

人口10万人当たり高齢者（65歳以上）死者数の推移（平成22年～令和4年）

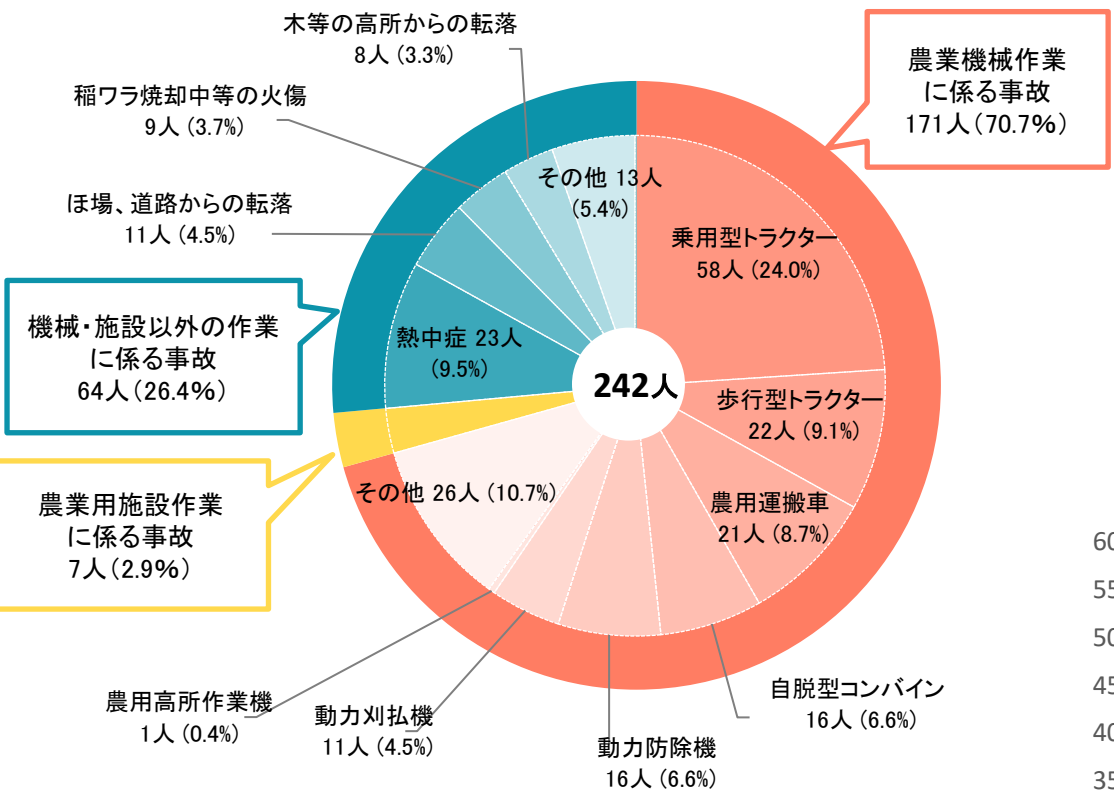


※ 警察庁交通局交通企画課「令和4年中の交通事故死者数について」（令和5年1月4日）より
算出に用いた人口は、各年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口統計」（各年10月1日現在人口）による。

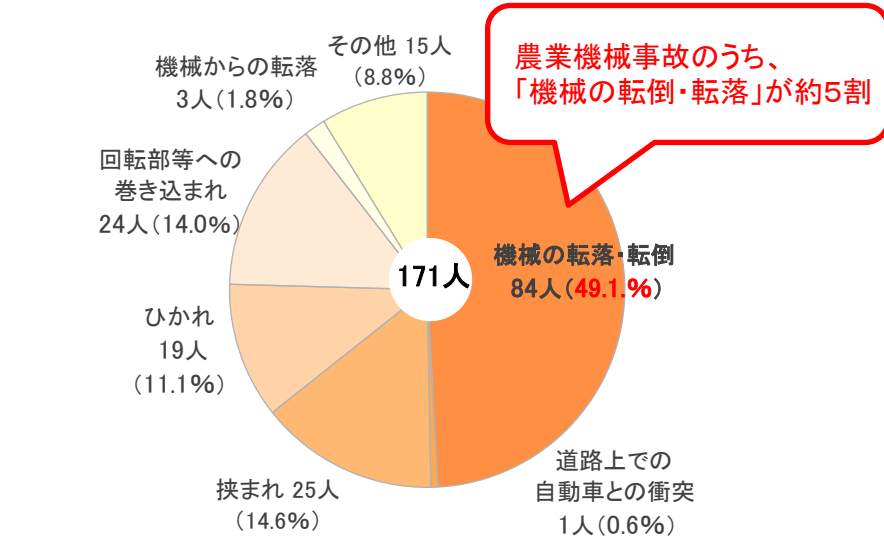
1. 令和3年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

- 令和3年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が171人（70.7%）と高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因は、「機械の転落・転倒」が最大の割合（49.1%、84人）を占めており、乗用型トラクターをはじめとした農業機械の転落・転倒対策の強化が必要。

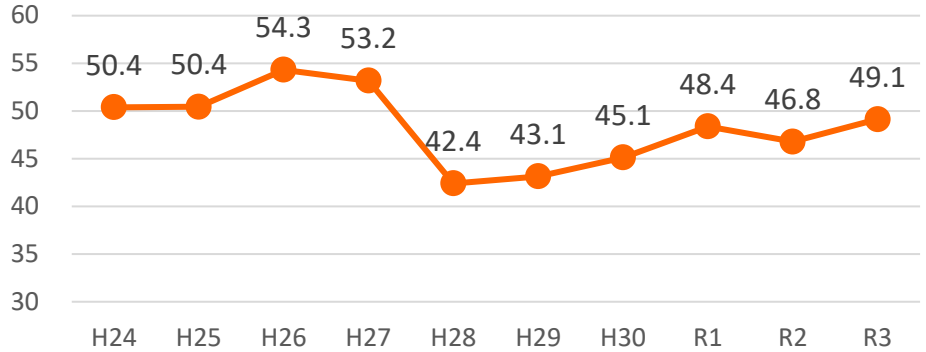
要因別の死亡事故発生状況（令和3年）



農業機械事故による死亡の要因（令和3年）



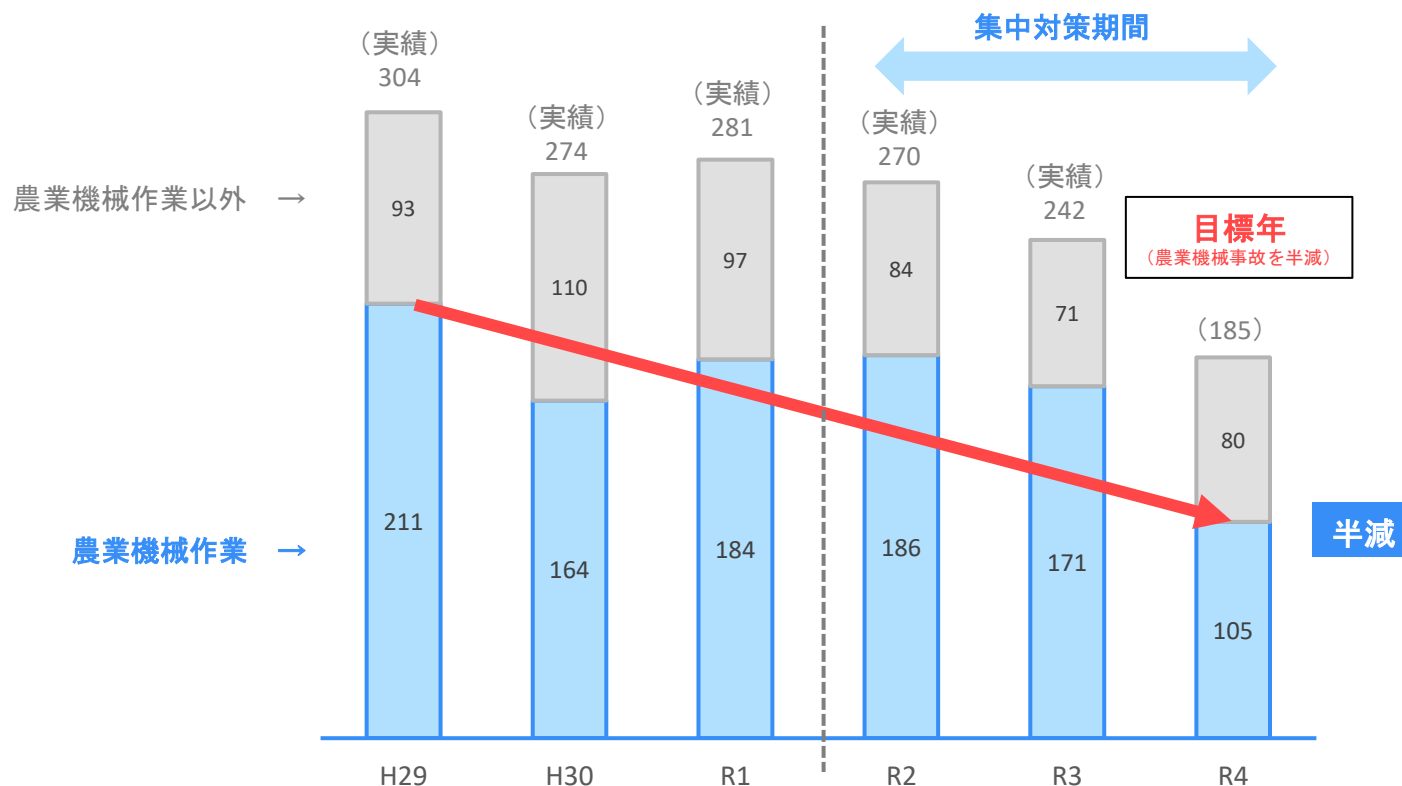
農業機械事故における機械の転落・転倒の割合の推移（10年間）



(参考) 農作業安全確認運動の目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までの3年間で平成29年比で半減する（211人→105人）との目標を策定。対策を集中的に行うこととしたところ。
- 直近のデータである、令和3年の農業機械作業に係る死亡事故数は171人。引き続き、農業機械作業への対策の強化が必要。

農作業安全確認運動における令和4年目標



※1 目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。

※2 令和4年の「農業機械作業以外」の件数(80件)は、厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標値△15%より算定した仮の数字。

2. 令和5年春の農作業安全確認運動の取組方針

<令和5年春のテーマ> **徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策**

【事故防止対策】 ほ場周辺の危険箇所の確認・危険回避行動の実践

【被害軽減対策】 シートベルトとヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用

<運動期間> **春**：令和5年3月1日～5月31日（3ヶ月間）

<参画団体> 地方公共団体、JA、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約1,100団体

主な取組内容（春の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への声かけ運動

農業機械の転落・転倒対策の実践を促すため、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する「声かけ」を実施。その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人からの声かけフレーズ」の周知を行う。

② 研修を通じた転落・転倒対策の徹底

すべての農業者を対象に、「農作業安全に関する指導者」等による、農業機械の転落・転倒対策に係るテキストを使用した研修の企画・開催を推進。

その他の継続的に推進する取組

① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

② 農作業事故情報の収集・分析

③ 公道走行時の法令遵守

④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

⑤ 労災保険特別加入の促進

⑥ 熱中症対策の推進

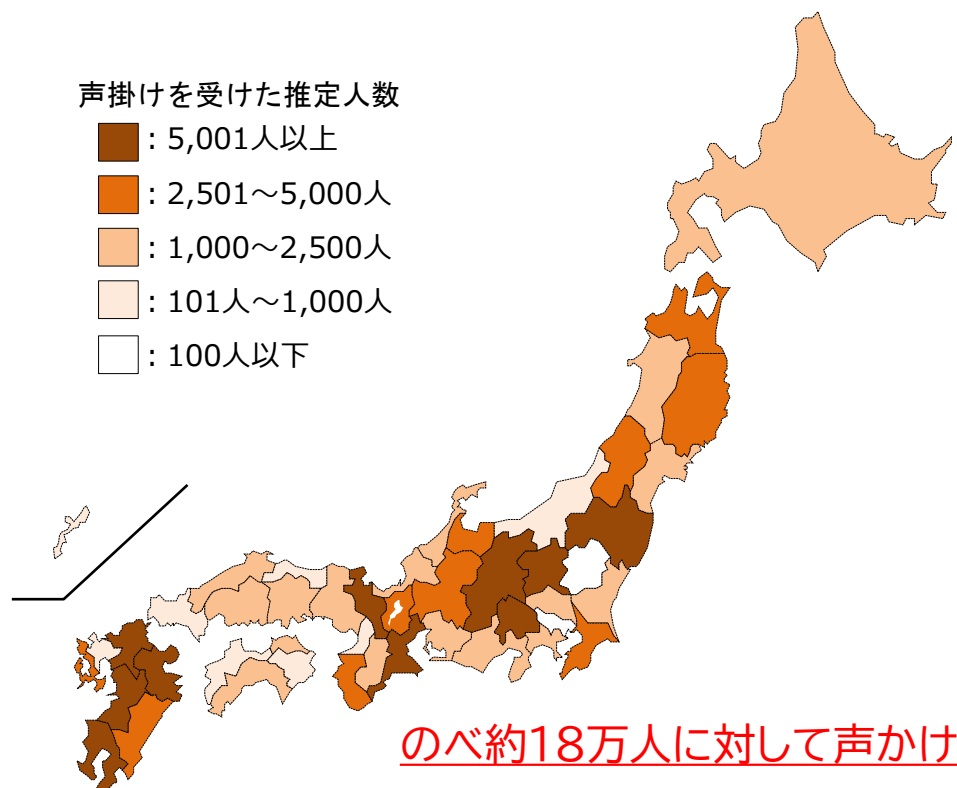
3. 令和5年におけるこれまでの取組内容①

(農業者への声かけ運動)

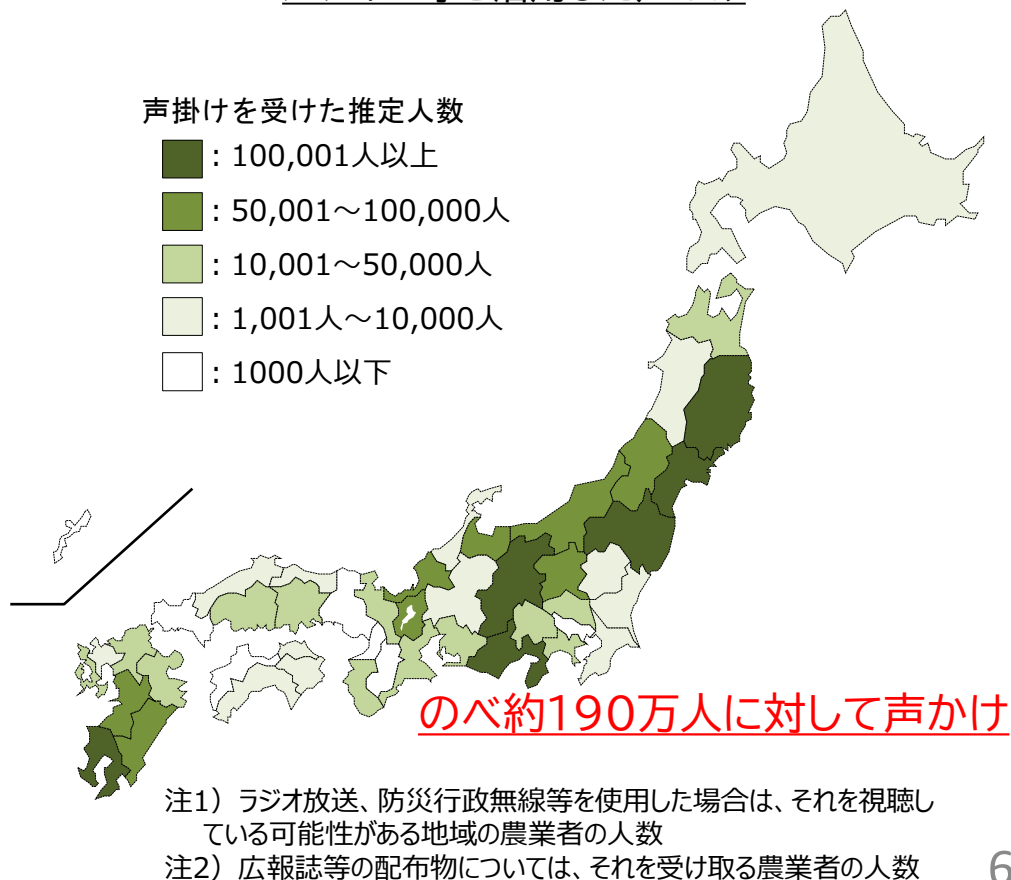
- 令和5年春の農作業安全確認運動期間中、各参加主体が乗用型トラクター等の転倒・転落対策を促すため、事故防止対策、被害軽減対策について声かけを実施。
- 農業指導、講習会等での声かけに加え、メディア（SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等）を活用した農業者に対する声かけを実施

令和5年春の農作業安全確認運動における「声かけ運動」の取組状況

人から人に対しての声かけ(農業指導・講習会等)



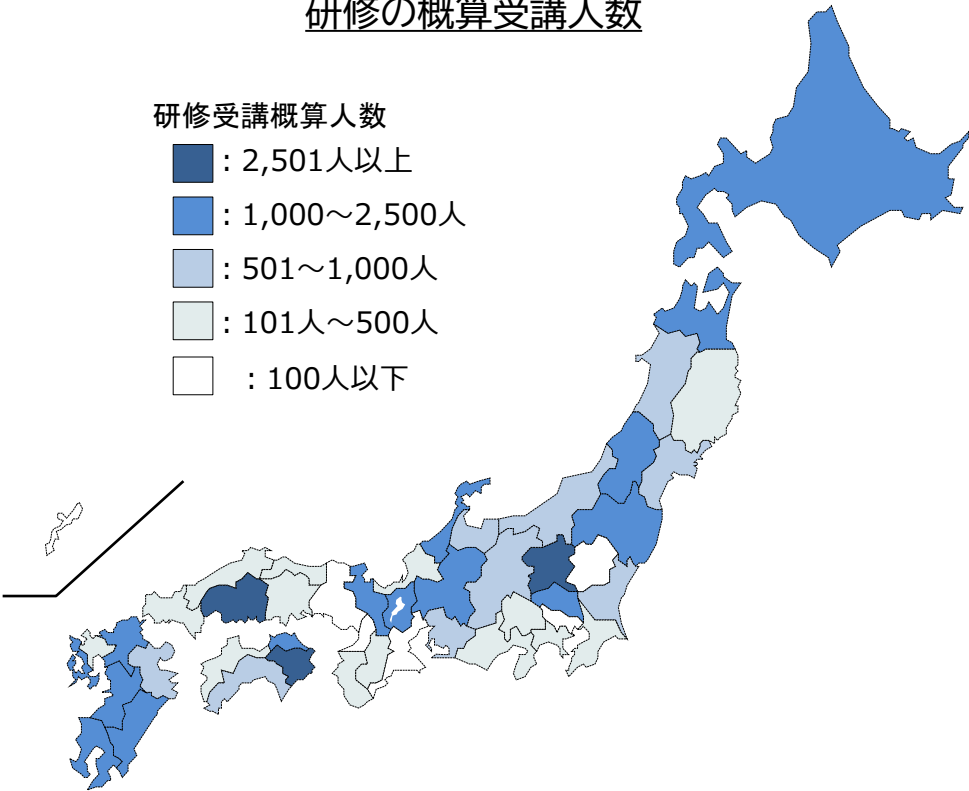
メディア等を活用した声かけ



3. 令和5年におけるこれまでの取組内容② (研修の実施)

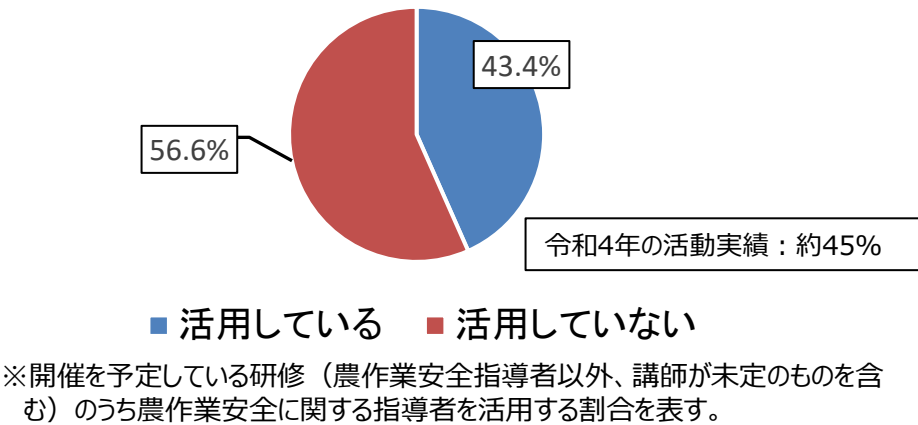
- 令和5年は基礎研修と実践研修の概算合計受講人数は約46,000人（令和4年秋は約47,000人が受講）
- 令和5年4月1日現在、全国に約4,300名の「農作業安全に関する指導者」が育成。地域で実施されている研修の約4割でしか講師が活用されていない状況
- 秋の運動期間でも農作業安全に関する研修を通じて、農業者に対する農業機械の転落・転倒対策を徹底

研修の概算受講人数



研修の概算合計受講人数 約46,000人

研修の講師に農作業安全指導者を活用した割合※



農作業安全に関する指導者の人数

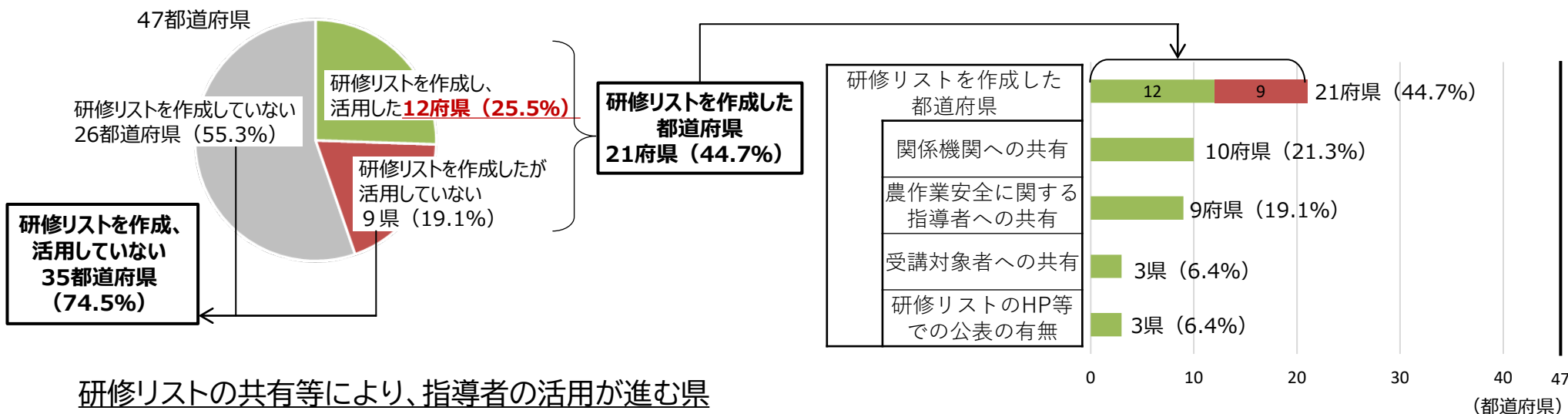
都道府県、市町村	1,811
農業者団体	1,346
農業機械メーカー、販売店	594
農業機械士	142
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士・農業経営士等	78
その他（GAP指導員等）	289
合計（人）	4,382

注）令和5年8月現在

3. 令和5年におけるこれまでの取組内容③ (研修リストの作成)

- 令和5年春の農作業安全確認運動において、地域における研修時に農作業の安全に係る指導者の活用を目的として、地域で予定されている会議・会合等を取りまとめた研修リストを作成
- 令和5年春の農作業安全確認運動において、研修リストを作成し、ウェブサイトへの掲載または関係機関へ共有したのは12府県のみ
- 公表された研修リストについては、農林水産省ウェブサイトで各都道府県のウェブサイトを引用する形で公表
- 研修リストの作成、活用が十分に行われていない地域への重点的な働きかけを予定

研修リストを作成した都道府県の共有、公表の状況



研修リストの共有等により、指導者の活用が進む県

群馬県の事例

- ・研修の回数（予定を含む）：211回
- ・概算受講人数：5,591人
- ・研修のうち指導者が講師を務める割合：**70.6%**
(令和4年実績：29.3%)



好事例として、今後他の都道府県にも
横展開を図る必要

4. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針①

<令和5年秋のテーマ> **徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策**

【事故防止対策】 ほ場周辺の危険箇所の確認・危険回避行動の実践

【被害軽減対策】 シートベルトとヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用

<運動期間> **秋**：令和5年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

<参画団体> 地方公共団体、JA、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約1,300団体

主な取組内容（秋の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への声かけ運動

農業機械の転落・転倒対策の実践を促すため、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する「声かけ」を実施。その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人からの声かけフレーズ」の周知を行う。

② 研修を通じた転落・転倒対策の徹底

すべての農業者を対象に、「**農作業安全に関する指導者**」等による、**農業機械の転落・転倒対策に係るテキストを使用した研修の企画・開催を推進。**

その他の継続的に推進する取組

- ① 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ② 農作業事故情報の収集・分析
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑤ 労災保険特別加入の促進
- ⑥ 熱中症対策の推進

4. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針①

○春の重点期間において、農業者を対象とした「農作業安全に関する研修」において、「農作業安全に関する指導者」を活用した割合が約40%と十分に活用されていないことから、指導者を活用するための方策を検討する。

今後のスケジュール

8月末 農林水産省は、都道府県に秋の運動期間における取組実績について作業依頼（事務連絡）

9月 農作業安全指導者の活用方法、課題について都道府県からヒアリング

10月 ヒアリングを踏まえて、農林水産省は改善点を都道府県に提示

11月末 都道府県は改善点に対する意見を整理し、農林水産省に報告

併せて、都道府県は、秋の運動期間の取組実績を集計し、農林水産省へ報告

12月 農林水産省は、修正した改善点を都道府県に提示

翌2月 春の安全確認運動推進会議において、令和6年度の都道府県の農作業安全指導者の活用計画について検討

考え方

「農作業安全に関する指導者」の活用を促すものであれば、今年2月24日の事務連絡で当省から提示した、研修リストの作成、ウェブサイトでの公表、関係機関への提供に限らず、他の方法についても提案をお願いします。

4. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針②

(地域段階の推進体制の強化)

<取組実績>

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」の都道府県が、前回調査では3道県であったのが、8道県に倍増（富山県、石川県、愛知県、奈良県、高知県で新たに設置）。

<取組方針>

- 死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

地域段階の設置状況
(令和5年2月時点)

全体の約3割の市町村で設置 (467/1,724市町村)

- : 道県内全域で設置済み
- : 県内の5割以上※で設置済み
- : 県内の5割未満※で設置済み
- : 未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合

【設置を検討している府県】
青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、福井県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県

【参考】

【地域段階の協議会の設置例】

- (1) 設置の範囲
 - ・ 市町村単位
 - ・ 県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり
- (2) 設置母体
 - ・ 他の目的で設置された既存の協議会を活用
- 例) 担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生(活性化)協議会等
- ・ 農作業安全単独の協議会を設置

道府県別農作業事故死亡者数

道府県名	(単位:人)				
	29年	30年	令和元年	2年	3年
北海道	17	22	25	17	9
青森県	10	6	11	14	8
岩手県	14	12	12	4	9
宮城県	7	-	-	11	-
秋田県	-	5	9	4	8
山形県	8	-	4	6	4
福島県	9	7	9	9	8
茨城県	8	13	11	6	6
群馬県	4	4	8	7	-
埼玉県	11	10	5	4	8
千葉県	-	5	-	-	4
東京都	5	10	14	4	5
神奈川県	-	-	5	4	-
新潟県	10	12	-	7	7
富山県	-	-	-	-	-
石川県	4	-	5	-	-
福井県	-	-	-	-	4
山梨県	10	9	11	4	5
長野県	15	18	13	20	15
静岡県	4	12	4	6	-
愛知県	9	-	6	-	-
岐阜県	5	7	9	6	9
三重県	-	-	6	-	-
滋賀県	4	-	-	-	6
京都府	5	-	4	-	-
大阪府	11	5	5	8	8
兵庫県	-	-	-	-	4
奈良県	-	-	-	-	5
和歌山県	-	-	5	-	6
鳥取県	-	5	-	-	-
島根県	-	7	8	6	7
岡山県	17	6	5	5	-
広島県	6	6	6	7	4
山口県	4	-	5	4	-
徳島県	-	4	4	5	7
香川県	5	5	10	5	5
愛媛県	-	-	5	4	-
高知県	16	4	4	4	6
福岡県	7	7	4	6	7
佐賀県	12	8	-	11	8
熊本県	9	8	4	10	9
大分県	8	8	8	14	6
宮崎県	-	5	7	7	8
鹿児島県	16	13	5	10	9
沖縄県	4	-	-	4	8
全国計	304	274	281	270	242

4. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針③

(農作業事故情報の収集・分析)

令和2年6月より都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化し、毎月の報告にするとともに、調査結果をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表。

<取組実績>

- **令和5年は、1月から6月まで133件の報告**があった。
- **報告結果と事故防止の対策、さらには当月に発生が予想される事故への注意喚起をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表**するとともに、農作業安全に関する指導者への情報提供を実施。

<取組方針>

引き続き農作業事故情報の収集・報告をお願いするとともに、各地域においても事故の実態を分析するなど、農作業安全対策の検討に活用いただきたい。

都道府県、農機メーカーからの事故情報
(令和5年1月～令和5年6月報告分)

報告件数	133件 (前年:385件)
うち 都道府県のみからの報告	120件 (前年:356件)
〃 農業機械メーカーのみからの報告	14件 (前年:40件)
〃 両方からの報告 (都道府県、メーカー)	1件 (前年11:件)

死亡事故の報告件数	31件
負傷事故等の報告件数	102件

* 報告数は令和5年6月末日時点

情報数が多い道府県の特徴

- ① 市町村が農業協同組合・農業共済組合・農機具取扱販売店・病院等から情報を収集する体制を整備
- ② 県の出先機関が消防と連携して情報を収集する体制を整備
- ③ 県単位の協議のメンバーに県警や消防を加えて情報を収集する体制を整備

MAFFアプリや農林水産省HPでの毎月の公表例

令和5年6月に発生した農作業死傷事故
8月のワンポイント
農林水産省HP等による公表

タイトル:
暑い環境での作業に注意!

6月に発生した農作業死傷事故
8月のワンポイント
令和5年春の農作業安全確認運動
徹底しよう! 農業機械の転落・転倒対策

<6月に発生した農作業死傷事故:36件>
うち農業機械作業に係るもの:15件

○ 6月は6件の死に事故を含む36件の死傷事故が報告されました。6月の死に事故のうち3件は**農用型トラクター**によるもので、**農道や畝端から転落したものが2件**含まれています。

○ また、熱中症による体調不良も複数報告されました。気温が高くなっていますので、炎天下での作業には十分注意しましょう。

<8月のワンポイント>
○ 8月は例年、草刈りによる事故が多く発生していることに加え、熱中症による死亡者も非常に多くなっています。

○ 草刈りは保護具を着用する必要があることから、熱中症リスクが非常に高い作業です。暑い日は増力作業を控え、どうしても行う必要がある場合は、保護具の着用に加え、熱中症対策アイテムの活用やこまめな休憩・水分補給を行うなど、**熱心の注意を払ってください。**

農作業中の熱中症対策チェック

☐ **高温時の作業は避けましょう**
気温が高くなる時間帯は、作業を避けましょう。

☐ **単独作業は避けましょう**
単独作業時は、万一の事故発生時に助けが来ず、危険です。

☐ **20分おきに休憩と水分補給しましょう**
作業中、20分おきに休憩と水分補給を行い、体調を崩さないようにしてください。

▲ファン付きウェア
身体に風を吹き込み、蒸れを防ぎます。

▲水冷ベスト
冷水がチューブで循環し、身体を直接冷やします。

▲ヘルメット・帽子
過熱素材を折り込んだものや通気性のあるものなど、素材や機能性もチェック。

▲ネッククーラー
首元は冷やす場所として最適。水や氷を使用するもの、充電して使用するものがある。

4. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針④ (公道走行時の法令遵守)

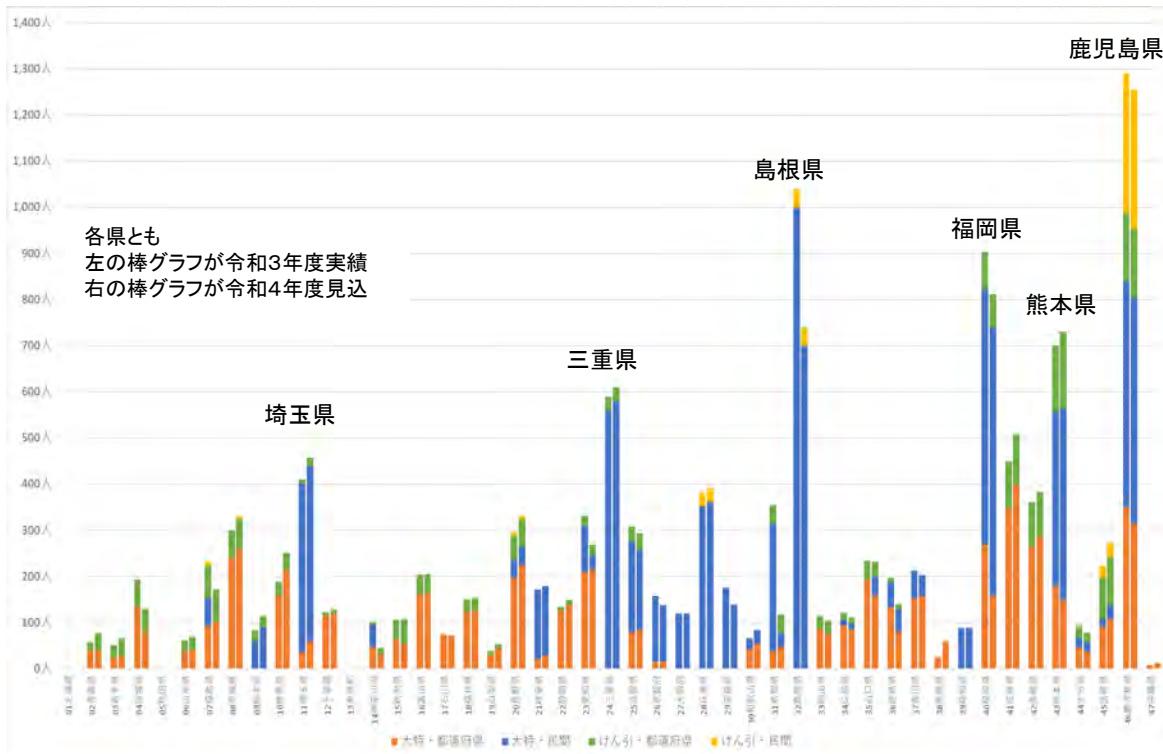
<取組実績>

- 令和4年度における農業者向けの大型特殊自動車免許及びけん引免許の取得研修等の実施計画は、**前年度実績比4.7%減**となっており、研修の実施状況は**各県において固定化している傾向**が見られる。

<取組方針>

- **実績が少ない地域等に対して更なる働きかけ**が必要。
- 農林水産省においても、都道府県やJA等が開催する免許の取得研修会の情報を一覧にまとめ、ホームページで積極的に紹介することで、大特免許等の更なる取得拡大をはかる予定。

大特免許等の取得研修実施状況調査の結果



※ 上記は、農業者向けの研修の受入れ人数を示している。都道府県によっては、一般の自動車教習所で農業者が免許を取得する取組が広く普及している場合があるため、関係機関の農業者向け研修の実施が少ない場合がある。また、県農業機械協会が教習所での免許取得予定者へ紹介状を発行し、費用を割り引く(秋田県)等の取組も存在。

単位：人、（）内は対前年比

	令和3年度実績	令和4年度見込
大特(都道府県)	4,367	4,347(−0.5%)
大特(民間)	5,345	4,720(−11.7%)
小計	9,712	9,067(−6.6%)
けん引(都道府県)	1,422	1,523(+7.1%)
けん引(民間)	413	411(−0.5%)
小計	1,835	1,934(+5.4%)
合計	11,547	11,001(−4.7%)

【免許取得機会拡大の事例】

農耕車に係る大型特殊自動車免許等の取得機会拡大に係る取組事例集

- 作業機を装着した農耕車やトラクターの公道走行について、重要視しているのは令和4年度、けん引免許については2024年度からけん引免許取得者に対する農業者向け研修会を開催する予定であり、作業機を装着したトラクターをけん引する、**大型特殊自動車免許けん引免許取得者研修会**が、**各都道府県等でも実施される見込み**が予定されている。
- トラクターをはじめとした農耕車については、公道走行時に「公道」を走行するという意識が強く、農耕車や農耕機等の公道走行には、**農耕車や農耕機等の公道走行に関する意識を高める**ことが必要である。
- 都道府県や農業者向け研修会の開催により、**公道走行に関する意識を高める**ことが必要である。農業者の大型特殊免許等の取得機会を拡大し、公道走行に関する意識を高めることが必要である。

関係団体における取組事例

事例① 三重県農業機械化協会 ―年間を通じて研修の実施―

- 令和3年度に三重県農業機械化協会、三重県農業者大学校が協賛で開催した研修会、実証が実施し、令和4年度からは「**けん引・大特免許取得者研修会**」として、**農耕車やトラクターの公道走行に関する意識を高める**ことが必要である。
- 関係団体による研修会の開催により、**公道走行に関する意識を高める**ことが必要である。農業者の大型特殊免許等の取得機会を拡大し、公道走行に関する意識を高めることが必要である。
- 関係団体による研修会の開催により、**公道走行に関する意識を高める**ことが必要である。農業者の大型特殊免許等の取得機会を拡大し、公道走行に関する意識を高めることが必要である。

事例② 鳥取県農業協同組合 ―JAグループが主体となった例―

- 令和3年度に鳥取県農業協同組合、鳥取県農業者大学校が協賛で開催した研修会、実証が実施し、令和4年度からは「**けん引・大特免許取得者研修会**」として、**農耕車やトラクターの公道走行に関する意識を高める**ことが必要である。
- 関係団体による研修会の開催により、**公道走行に関する意識を高める**ことが必要である。農業者の大型特殊免許等の取得機会を拡大し、公道走行に関する意識を高めることが必要である。
- 関係団体による研修会の開催により、**公道走行に関する意識を高める**ことが必要である。農業者の大型特殊免許等の取得機会を拡大し、公道走行に関する意識を高めることが必要である。

【農業者向けチラシ】



4. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針⑤ (規範やGAPの周知・実践、労災保険特別加入の促進等)

<取組方針>

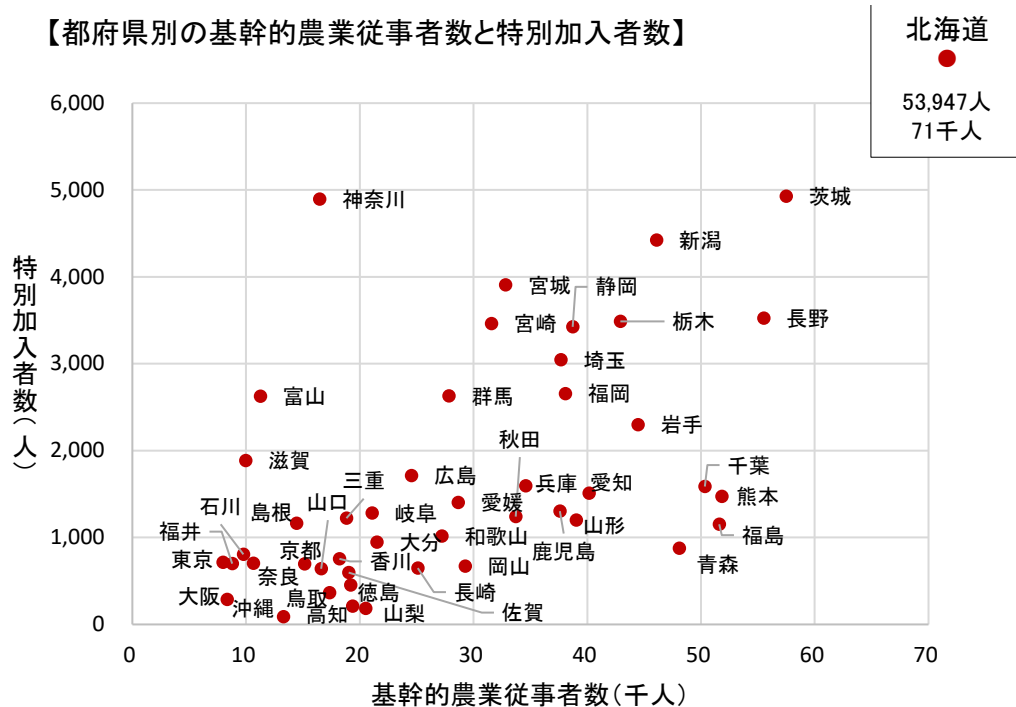
- 農業者が具体的な対策を講じられるよう、引き続き、**作業安全規範やGAPの周知・実践**を働きかけ。
- 農業者の労災保険特別加入者数は近年横ばいで推移しており、都道府県別の加入状況には地域差がある。そのため、地域毎の加入状況を踏まえ、**特別加入団体の設置及び農業者の加入促進**を図る。
- そのほか、ステッカーやポスターなどの啓発資材を用いた周知活動を推進。

【労災保険特別加入者数の推移(農業)】

(単位:人)

H28	H29	H30	R元	R2	R3
128,947	129,339	129,291	128,784	128,292	130,284

【都府県別の基幹的農業従事者数と特別加入者数】



※ 特別加入者数: 令和3年度労働者災害補償保険事業年報
基幹的農業従事者数: 農林業センサス

啓発資材を用いた集中的な周知活動の推進

オリジナルステッカーの配布やポスター募集・配布を行うことで、集中的に周知。

- 転落・転倒事故への注意を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布(2月下旬から順次配布、総数50万枚)
- 重点推進テーマに即したポスターを募集。(4～6月募集・8月表彰予定)



令和5年ステッカー



令和5年農林水産大臣賞

4. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針⑥

(熱中症対策の推進)

<取組実績>

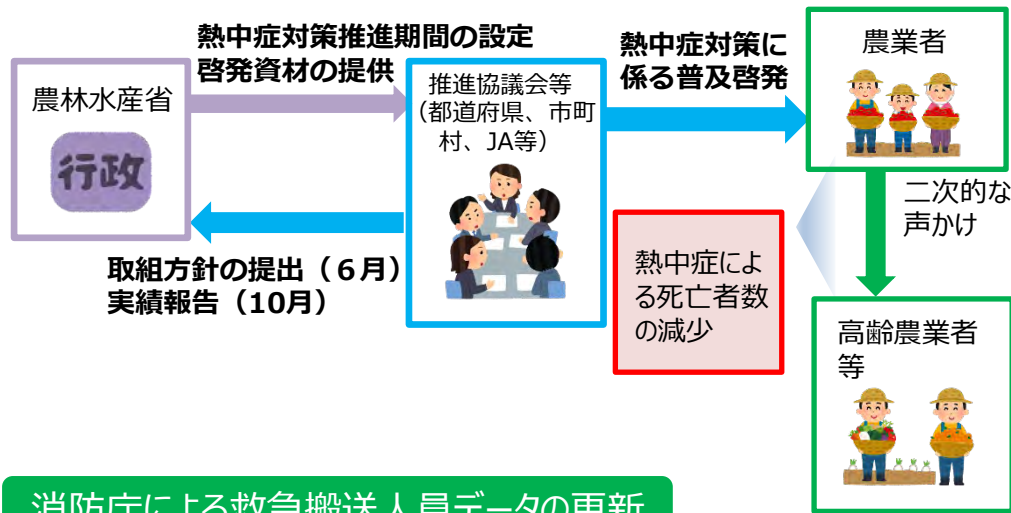
- 消防庁による救急搬送人員データを追跡し、農水省ウェブサイト毎週最新情報を更新
- 事業者と連携して熱中症対策ポスターを作成し、店舗の熱中症対策アイテム売場において掲示

<取組方針>

- 熱中症対策強化期間では、地域で定められた取組方針に基づき、農業指導、講習会等の声かけに加え、ラジオ放送、広報誌等を活用した農業者に対する声かけを実施し、現場への熱中症対策を強化。
- 農作業中の熱中症の対策等をまとめた各種資料等を作成、都道府県、農業関係団体を通じて農業者へ注意喚起。
- 熱中症対策等に関するオンライン研修を実施し、熱中症予防策、熱中症の応急処置等を周知。

熱中症対策強化期間の設定

熱中症対策啓発方法の流れ



各種資料等の作成

熱中症対策
関係情報集
(推進機関向け)



熱中症対策
普及啓発ポスター



研修の実施

研修内容例

研修項目	内容
農作業における熱中症の発生状況と対策について	熱中症の発生状況と現状の取組(熱中症アラートと連動しているMAFFアプリの活用等)
効果的な水分補給について	健康で過ごすための睡眠・栄養・水分補給についてトピックスとして深部体温に着目し解説
今年の夏の天候見通し	気象庁の中・長期予報による今年の夏の天候について解説
熱中症の予防と救命のための身体冷却法	熱中症の4つの病型とその発症メカニズム、予防法、応急処置

消防庁による救急搬送人員データの更新

- 消防庁による一週間ごとの熱中症による救急搬送人員データを追跡。
- 農林水産省のHPに、(仕事場②) ※に該当する都道府県別の搬送者数のデータを公開し、毎週最新情報に更新。
※田畑、森林、海、川等で農・畜・水産作業を行っている場合のみ

農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

①

- ・ 海外や他分野で装備されている安全装置等が、我が国では未装備
- 農作業死亡事故の要因となっている可能性

- ・ 海外や他分野の現状等を踏まえ、逐次、安全装置の装備化等を進める必要
- まずは、以下の装備化等の検討を開始
 - ・ シートベルト非着用時の警告装置
 - ・ シートスイッチ(離席時に作業機への動力伝達を遮断する装置)

②

- ・ 安全性検査※の受検が一部の機種に偏重
- 農業者が安全基準を満たす型式を容易に選択できない状態
- ※農研機構が運用する任意の制度

- ・ 安全性検査の仕組みを見直し、受検率の向上を図る必要
- 以下の見直しの検討を開始
 - ・ 書類審査への移行
 - ・ 検査手数料の低減
 - ・ 検査合格機について保険料の割引の働きかけ等

③

- ・ 法令※で定められた規制への農業分野における対応が十分ではない
- ・ トラクター等が、他分野と異なり、法令※の規制対象機械となっていないものがある
- ※労働安全衛生法令、道路運送車両法令

- ・ 既に法令で規制されている取組の徹底に向けた指導の強化等が必要
- (例)フォークリフトの定期自主検査、トラクターの灯火器類の設置
- ・ 事故分析結果等を踏まえ、必要に応じてトラクター等の規制上の取り扱いについて、法所管省への確認が必要

【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

④

- ・ 農地や農道、農業施設等の安全対策の強化が重要

- ・ 農業生産基盤整備を行う際の安全配慮の徹底、優良事例の積極的な情報提供が必要

農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】

⑤

- ・ 家族経営が多く労務管理が困難
- ・ 農業者は農作業事故を「自分ごと」として捉えていない

- ・ 事故が経営に及ぼす影響を、事例を通じて実感できるような研修※が有効
- ※自動車運転免許証の更新時講習などが参考
- ・ 研修受講を補助金の受給要件(クロスコンプライアンス)化する必要

【現場の取組の活性化】

⑥

- ・ GAPなどの具体的な取組に向けて、農業者等の機運の醸成が不可欠

- ・ 県段階、地域段階における農作業安全推進協議会等の設置促進が必要
- ・ 積極的な取組の表彰等を通じて、安全対策の印象を前向きなものに変えていく必要

(参考) 農作業安全検討会における検討経過

- 中間とりまとめの取組の進捗を確認いただくため、令和5年3月に第7回農作業安全検討会を開催。
- この中で、①乗用型トラクターやスピードスプレーヤーにおける新たな安全装備の具体化、②令和7年度以降の安全性検査制度における対象機種毎の検査基準や運用方法、③製品アセスメントの実施状況、④検査合格機へのインセンティブ措置等に関する検討状況を報告し、更なる検討の加速化を図ることとされた。

乗用型トラクター、スピードスプレーヤーの安全装備

- **乗用型トラクター**
 - ・他産業や海外の基準を踏まえ、シートベルトリマインダー（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）、シートスイッチ（車両が停止している際の離席後によりPTOの駆動が停止）の具体的な安全性検査基準案を作成。
- **スピードスプレーヤー**
 - ・主な事故要因である「転落・転倒」、「挟まれ」に重点を置いた対策強化の必要性について議論。

法制で定められた規制の確認

- **道路運送車両法令**
 - ・農耕作業用を含む特殊車における交通事故データを取得し、シートベルトの着用状況や、着用義務づけによる効果予測等进行分析。
- **労働安全衛生法令**
 - ・農業分野における労働災害の発生状況、機械事故割合、未熟練労働者による事故割合等について、厚生労働省に提供済み。

安全性検査制度の見直し

- **新基準における対象機種・開始時期**
 - ・乗用型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機、歩行型トラクターの5機種を対象とし、令和7年4月から開始。
- **製品アセスメント**
 - ・年間出荷台数あたりの死亡事故発生率が高く、事故発生時の重症度も高い水準にある「農用運搬車」を1機種目として選定。
 - ・農用運搬車の主な事故原因（「転落・転倒」「ひかれ」「挟まれ」）を踏まえ、具体的な試験手法・評価手法を。令和5年度以降、製品アセスメントを実施予定。
- **検査合格機へのインセンティブ措置**
 - ・JA共済では、令和5年1月より、安全性検査に合格した型式について、自動車共済の掛金を9%割引する取組を開始。
 - ・令和7年度から開始予定の新たな検査基準は、他産業や海外の基準に照らして農業機械が具備すべき安全性能であることから、農林水産省においても、これを補助導入等の要件とすることを検討。

(参考) 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針

(農業者への声かけ運動)

- 転落・転倒事故対策の徹底について、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する「声かけ」を実施する（声かけ運動）。
- その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人の方からの声かけフレーズ」の周知を行う。
- 声かけ運動の取組状況については、秋の運動期間終了後にとりまとめの上、翌年春の推進会議において参画機関等と情報共有

「声かけ」のイメージ



高齢農業者
(家族や知人)



「声かけフレーズ」を活用した
2次的な声かけ



農業者



高齢農業者
の家族等

(都道府県)

- ・普及活動における声かけ
- ・会議、集会等における声かけ
- ・メディアを活用した声かけ

(農機メーカー)

- ・農業機械の展示会や販促イベント等の場を活用して声かけ
- ・農業機械の整備・点検時等の声かけ

(生産者団体)

- ・栽培講習会等、会議・集会での声かけ
- ・広報誌等を活用した声かけ
- ・農家訪問時やほ場巡回時等の声かけ
- ・窓口、直売所等での声かけ

(市町村)

- ・会議、集会等における声かけ
- ・窓口にきた農業者に対して声かけ
- ・防災無線、広報誌、メディアを活用した声かけ

(農機販売店)

- ・販売会等の場を活用して声かけ
- ・農機の販売、整備・点検や下取り時に、安全な農業機械の使用方法的説明と併せて声かけ

(その他関係団体)

- ・地域で開催される交通安全イベントや熱中症イベント等の関連イベントにおける声かけ
- ・GAPの研修・指導時における声かけ

声かけ



声かけ



声かけ



声かけ



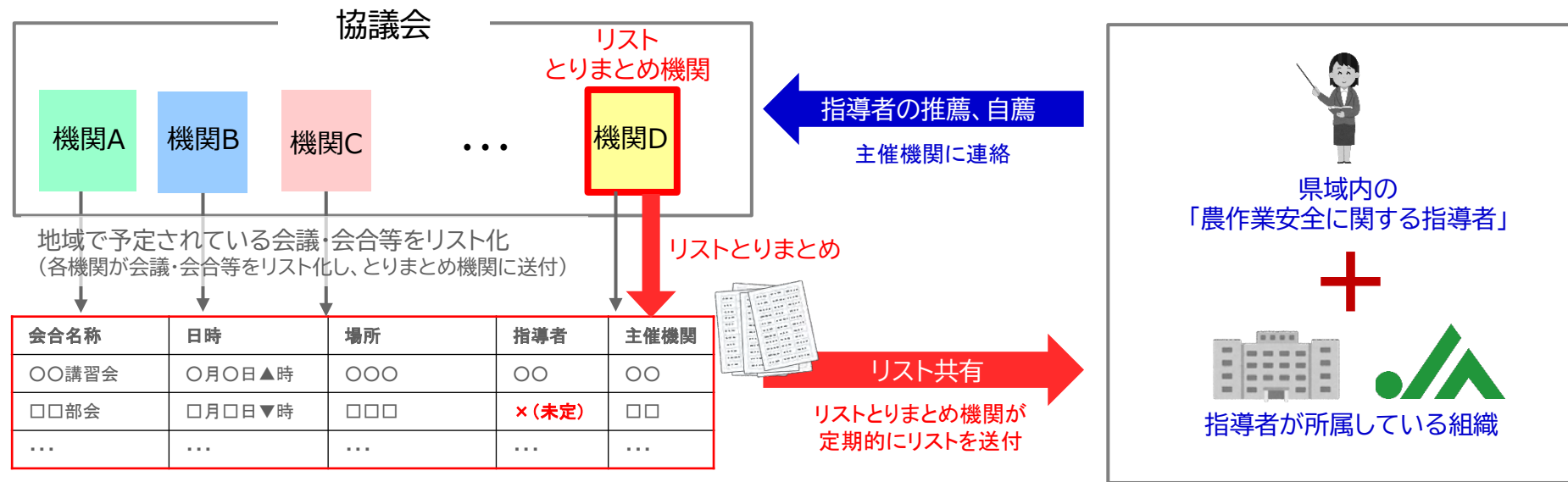
「家族や知人の方からの声かけフレーズ」のイメージ



- 「橋を渡って左折するときは、速度を落として走行してね」
「あの田んぼに行くときは、南側の道は狭小だから、北側から回ってね」
【危険箇所を明確にして、危険回避行動を具体的に】
- シートベルトとヘルメットを忘れないでね 【実践しやすい被害軽減対策を】

(参考) 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針 (農作業安全に関する研修)

- 「農作業安全に関する指導者」等を講師とした農作業安全に関する研修（「基礎研修」及び「実践研修」）を通じて、農業者に対して農業機械の転落・転倒事故対策の徹底を促す。
- 特に「基礎研修」については、栽培講習会、部会等の会合と併せて行われている例が多い実態を踏まえ、地域におけるこれらの会議・会合等において実施することを奨励する。
- その際、あらかじめ会議・会合等をリスト化して「農作業安全に関する指導者」や指導者が所属している組織と共有することを通じて、研修と指導者のマッチングを行う取組を推進。



研修のスケジュール

春の運動期間後に参画機関の研修の企画状況をとりまとめ、秋の農作業安全確認運動推進会議で共有する。

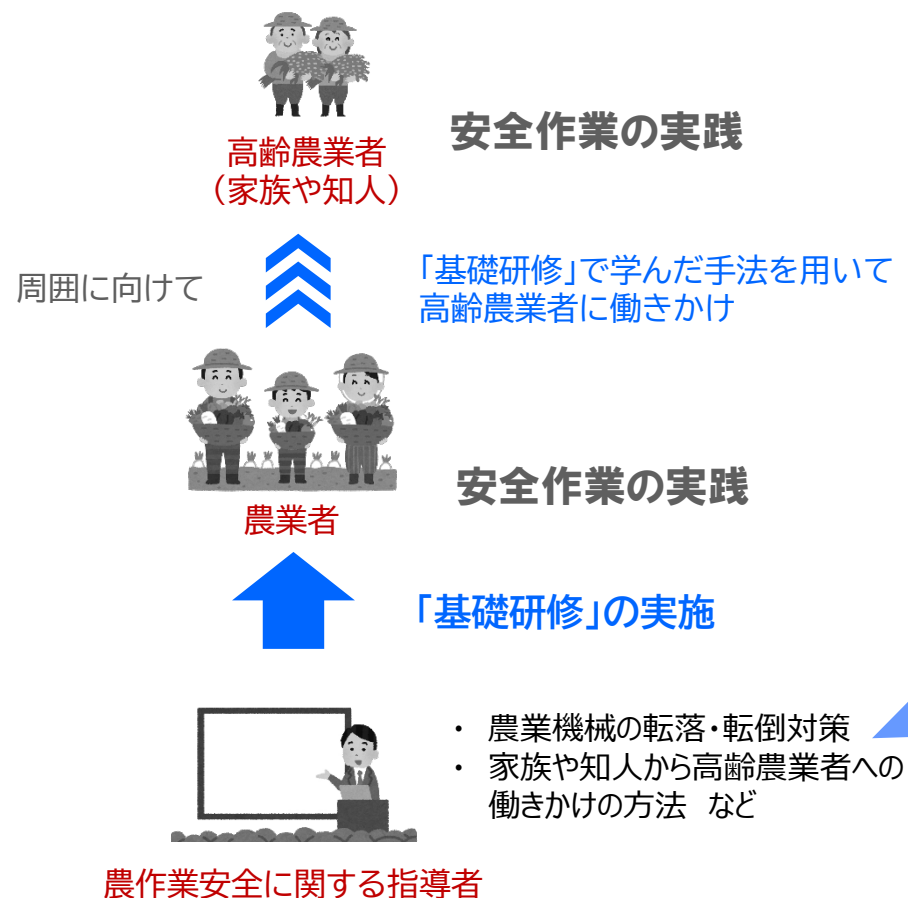


(参考) 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針

(農作業安全に関する研修の内容 ～「基礎研修」～)

- 農林水産省が提示する農業機械の転落・転倒対策に係る研修コンテンツに即した研修を実施。
- 全ての農業者を対象とし、共有して身につけておく必要がある知識等を修得する基礎的な内容とし、全ての地域において企画することを目指す。
- 高齢農業者に確実にメッセージが伝わるように、家族や知人から高齢農業者への働きかけの方法を習得できる内容を含む研修を企画する。

「基礎研修」の実施による情報伝達のイメージ



基礎研修のイメージ

1. 農作業事故が与える影響
農業者に農作業安全を自分事として捉えてもらえるように、事例を用いて、農作業事故が経営、地域農業に与える影響を説明
2. 農作業事故の現状
令和3年の農作業死亡事故の概要を説明
3. 農業機械の転落・転倒事故の傾向
農業機械の転落・転倒事故の事例から、事故の発生要因を説明
4. 農業機械の転落・転倒対策
 - 1) 事故防止対策
 - ・ 危険箇所の特定
 - ・ 危険箇所の明示、回避行動の実践（危険箇所を示すマップの作成、現場に危険箇所を示す表示を設置、う回路の設定、危険箇所での減速等）
 - ・ 危険箇所の改善（道路端や曲がり角の草刈り、進入路の勾配・幅員の見直し、路肩の補強等）
 - 2) 被害軽減対策
 - ・ 安全フレームの適切な使用、シートベルト着用、ヘルメット着用等
5. 家族や知人から高齢農業者への働きかけの方法
 - ・ 働きかけのタイミング（作業の直前が有効）
 - ・ 効果的な声かけの方法（あなたが大切だから言っている）など

(参考) 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針

(農作業安全に関する研修の内容 ～「実践研修」～)

- 基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者を対象とした、農業機械のほ場への適切な進入・退出方法などの実技演習、農作業安全に関する指導者を交えたほ場の危険個所のマーキングなど、地域における営農体系や事故実態に応じた、より実践的な内容の研修について、必要に応じて企画・実施する。

「実践研修」のイメージ

① 農業機械の適切な操作方法に係る研修

実際の乗用型農業機械（乗用型トラクター、コンバイン、スピードスプレヤーなど）を利用した農業機械の転落・転倒を防止する観点から操作方法を実技形式で指導する研修。

- ・ ほ場への適切な進入方法・退出方法
- ・ ほ場際での作業方法
- ・ 農道の安全な走行方法など

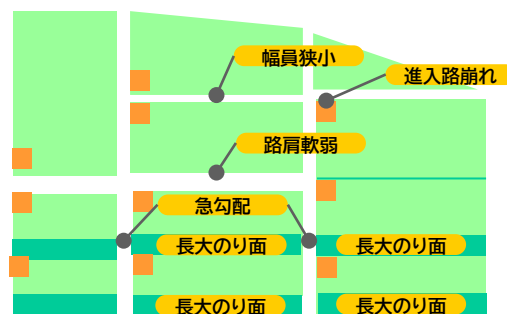


▲ ほ場への進入時及びほ場からの退出時の操作方法の講習を受けるイメージ

② 現地におけるリスク分析研修

農作業安全に関する指導者等の専門家を講師として、受講生とともに実際に現地を巡り、危険箇所を共に確認することによる農業者の危機管理意識を向上させることを目的とした実地研修。

- ・ 危険箇所をマッピングした危険箇所マップを作成
- ・ 危険箇所にポールなどの視標を設置
- ・ 危険箇所を回避する回路を検討



▲ 危険箇所マップ作成のイメージ

以上に限定されず、地域の実情に応じて実践的な内容の研修の実施が可能
(機械の点検・整備、その他の農業機械の操作、対話型など)

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、農作業安全に係る研修等の効果検証を行い、普及啓発手法の見直しを行います。

農作業事故による死亡者数の減少

＜事業の内容＞

モデル地区において、シートベルト着用状況について実地調査（事前調査）を行った後、地区ごとに異なる啓発活動を実施し、その後の行動変容を計測することにより効果的な啓発活動の手法を検証する民間団体等の取組を支援します。

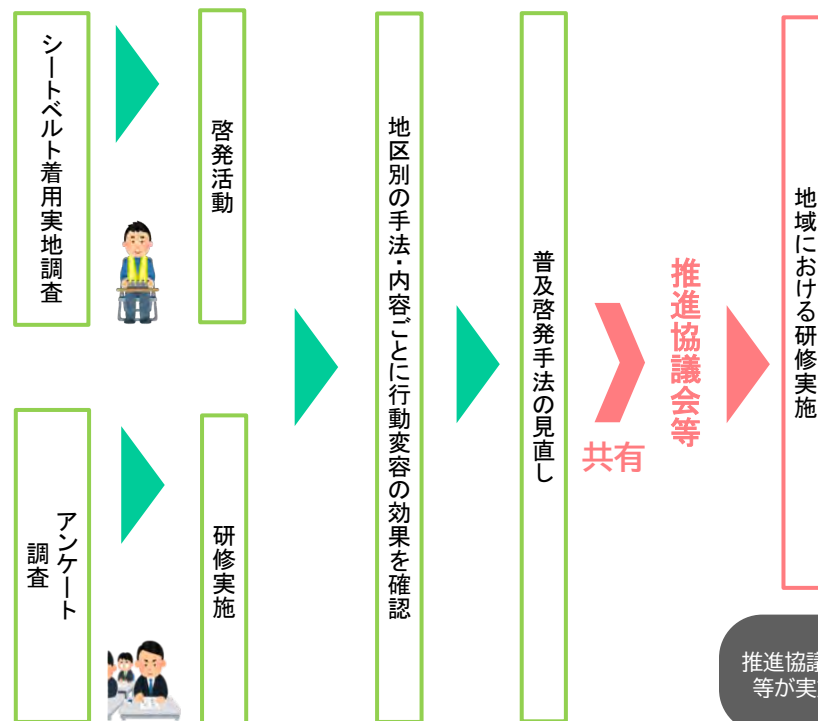
シートベルトの着用を促す研修を地区ごとに異なる手法及び内容によって実施し、事前及び事後アンケートで行動変容を把握することにより、研修実施の効果を検証する民間団体等の取組を支援します。

①及び②の結果に基づき、普及啓発手法及び研修実施手法の見直しを行い、その成果を農作業安全に係る推進協議会等に共有する民間団体等の取組を支援します。

都道府県段階の推進協議会等による研修の実施を支援します。

＜事業イメージ＞

乗用型トラクター乗車時にシートベルト着用を促すための効果的な普及啓発活動の手法を検証し、その成果を推進協議会等に共有



【事業主体】公募により決定

民間団体等
(研究機関、大学を含む)

共有

推進協議会等 (①②③の事業)

【事業主体】公募により決定

都道府県段階の協議会等※ (④の事業)

※ 補助金の交付先は、協議会を構成する都道府県、団体等を含む
※ 1都道府県当たり上限50万円